6 ［略］

7 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する通知等）

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、第三条第八項、第四条第五項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

（立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票）

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

［2 略］

別表第一（第三条関係）

［一・二 略］	
二の二	アフガニスタン
［三～二七 略］	
二七の二	カーボベルデ
二八 ［略］	
二八の二	カザフスタン
［二九～六八 略］	
六九	セーシェル
［七〇～七七 略］	
七七の二	タジキスタン
［七八～一三四 略］	
一三五	北マケドニア
［一三六～一五二 略］	
一五二の二	モンテネグロ
［一五三～一五七 略］	
一五七の二	リベリア
［一五八～一六三 略］	

5 ［同上］

6 財務大臣及び事業所管大臣は、第四項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。

（期間の短縮に関する通知等）

第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、第三条第九項、第四条第六項又は第五条第三項に規定する届出受理証に短縮の期間を記入して当該届出受理証を届出者に交付する方法又は短縮の期間を記載した通知書を届出者に交付する方法により行うものとする。

（立入検査又は質問を行う職員の身分を示す証票）

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査又は質問（法第五章に係るものに限る。）を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

（事務の委任）

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第四項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第四項から第六項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

［2 同上］

別表第一（第三条関係）

［一・二 同上］	
［号を加える。］	
［三～二七 同上］	
［号を加える。］	
二八 ［同上］	
［号を加える。］	
［二九～六八 同上］	
六九	削除
［七〇～七七 同上］	
［号を加える。］	
［七八～一三四 同上］	
一三五	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
［一三六～一五二 同上］	
［号を加える。］	
［一五三～一五七 同上］	
［号を加える。］	
［一五八～一六三 同上］	